

# 経済産業省

20240701 貿局第4号  
輸出注意事項2024第14号  
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）  
等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和6年7月8日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）  
等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和6年9月8日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後			現行		
0 (略)			0 (略)		
1 輸出の許可			1 輸出の許可		
1-0 (略)			1-0 (略)		
1-1 輸出の許可			1-1 輸出の許可		
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		
(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可			(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可		
(イ) 輸出令別表第1の解釈			(イ) 輸出令別表第1の解釈		
(略)			(略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～5	(略)		1～5	(略)	
6	(略)		6	(略)	
	<u>電子組立品</u>	複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。		<u>組立品</u>	基板上に複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。
	(略)			(略)	
7	(略)		7	(略)	
	貨物等省令第6条第一号ワ(一)中のアナログデジタル変換機能を有するもの	(略)		貨物等省令第6条第一号ワ(一)中のアナログデジタル変換機能を有するもの	(略)
	<u>貨物等省令第6条第一号カに規定する相補型金</u>	<u>極低温CMOS又はクライオCMOSともいう。</u>		(新設)	

<u>属酸化膜半導体集積回路</u>	
(略)	
貨物等省令第6条第二号ホ中のマイクロ波用固体増幅器	(略)
<u>組立品</u>	<u>複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</u>
(略)	
(削る)	
発振器又は発振機能を有する組立品	(略)
<u>電子組立品</u>	<u>6の「電子組立品」の解釈に同じ。</u>
(略)	
貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、 <u>電子組立品</u> 又は装置	アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、 <u>電子組立品</u> 又は装置については、以下のとおりとする イ・ロ (略) ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するモジュール、 <u>電子組立品</u> 又は装置については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。 ニ インターリーブ型のチャンネルを有する複数のチャンネルを有するモジュール、 <u>電子組立品</u> 又は装置のサンプルレートは、インターリーブに係る全

(略)	
貨物等省令第6条第二号ホ中のマイクロ波用固体増幅器	(略)
(新設)	
(略)	
組立品	6の「組立品」の解釈に同じ。
発振器又は発振機能を有する組立品	(略)
(新設)	
(略)	
貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、 <u>組立品</u> 又は装置	アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、 <u>組立品</u> 又は装置については、以下のとおりとする イ・ロ (略) ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するモジュール、 <u>組立品</u> 又は装置については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。 ニ インターリーブ型のチャンネルを有する複数のチャンネルを有するモジュール、 <u>組立品</u> 又は装置のサンプルレートは、インターリーブに係る全ての

	てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。 (判定方法) (略) (判定条項の参照) (略)
(略)	
送受信モジュール	信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能 <u>電子組立品</u> をいう。
(略)	
送信モジュール	信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる <u>電子組立品</u> をいう。
(略)	
インプリントリソグラフィ装置	(略)
貨物等省令第6条第十七号ラ <u>(二) 中の同一装置による重ね合わせ精度</u>	<u>ウエハの既存のパターン上に、新しいパターンを形成する際に、両方のパターンを同一の装置で形成する場合の重ね合わせ精度をいう。</u>
(略)	
貨物等省令第6条第十七号タ、 <u>レ(十)、ラ又はオ中の幅</u>	(略)
貨物等省令第6条第十七号レ <u>(一) 中の成膜するように設計したもの</u>	<u>半導体ウエハの処理を行う装置に限る。</u>
貨物等省令第6	下地の導電体との界面

	チャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。 (判定方法) (略) (判定条項の参照) (略)
(略)	
送受信モジュール	信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能 <u>電子装置</u> をいう。
(略)	
送信モジュール	信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる <u>電子装置</u> をいう。
(略)	
インプリントリソグラフィ装置	(略)
(新設)	
(略)	
貨物等省令第6条第十七号タ、 <u>レ(十)、オ中の幅</u>	(略)
(新設)	
貨物等省令第6	下地の導電体との界面

	条第十七号レ (九)中の原子 層堆積装置	にバリア膜を用いずに <u>充填金属を形成させる</u> ことを可能とするバリ ア膜を選択的に成膜す ることができるものを 含む。	
	貨物等省令第6 条第十七号ラ中 の <u>成膜装置</u>	(略)	
	<u>貨物等省令第6 条第十七号ヤ中 の洗浄除去装置</u>		<u>成膜装置を除く。</u>
	貨物等省令第6 条第十七号マ中 の複数のチャン バー又はステー ションを有する <u>洗浄除去装置</u>	(略)	次のいずれかに該当す るものを除く。 イ・ロ (略) ハ <u>成膜装置</u>
	(略)		
	マスクブランク	(略)	
	<u>貨物等省令第6 条第十七号の四 中の走査型電子 顕微鏡</u>	<u>チップの設計の複元用 に設計したものを含む。</u>	
	(略)		
8	<u>電子組立品</u>	<u>6の「電子組立品」の解釈に同じ。</u>	
	(略)		
	侵入プログラム	(略)	

	条第十七号レ (九)中の原子 層堆積装置	にバリア膜を用いずに <u>充填金属を形成させる</u> ことを可能とするバリ ア膜を選択的に成膜す ることができるものを 含む。	
	貨物等省令第6 条第十七号ラ中 の <u>成膜する装置</u>	(略)	
	(新設)		
	貨物等省令第6 条第十七号マ中 の複数のチャン バー又はステー ションを有する <u>装置</u>	(略)	次のいずれかに該当す るものを除く。 イ・ロ (略) (新設)
	(略)		
	マスクブランク	(略)	
	(新設)		
	(略)		
8	(新設)		
	(略)		
	侵入プログラム	(略)	

<u>貨物等省令第7条第六号中の量子計算機</u>	<u>量子ビットを物理的に含むとは限らない。例えば、光量子計算機には、量子ビットとして識別可能な物理的なものが永続的に含まれるわけではない。その代わりに、光量子ビットは、計算機が動作している間に生成され、後に破棄される。</u>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 309 786 475"> <u>回路モデル（又はゲートベース）及び一方向（又は測定ベース）の量子計算機を含む。</u> </td> <td data-bbox="799 309 1084 475"> <u>断熱量子計算方式（又は量子アニーリング方式）に基づく量子計算機を除く。</u> </td> </tr> </table>	<u>回路モデル（又はゲートベース）及び一方向（又は測定ベース）の量子計算機を含む。</u>	<u>断熱量子計算方式（又は量子アニーリング方式）に基づく量子計算機を除く。</u>
<u>回路モデル（又はゲートベース）及び一方向（又は測定ベース）の量子計算機を含む。</u>	<u>断熱量子計算方式（又は量子アニーリング方式）に基づく量子計算機を除く。</u>		
<u>貨物等省令第7条第六号中の電子組立品</u>	<u>6の「電子組立品」の解釈に同じ。</u>		
<u>貨物等省令第7条第六号中の完全に制御され</u>	<u>物理量子ビットを必要に応じて校正、初期化、ゲート操作、及び読み出しできることをいう。</u>		
<u>貨物等省令第7条第六号中の接続され</u>	<u>2量子ビットゲート操作が、利用可能で使用可能な任意の物理量子ビット対の間で実行できることをいう。これは、必ずしも、量子ビットの全結合を必要としない。</u>		
<u>貨物等省令第7条第六号中の使用可能な</u>	<u>物理量子ビットが量子ビットの動作を忠実に実行するために、システム仕様を満たす万能な量子計算処理を実行することをいう。</u>		
<u>貨物等省令第7条第六号中の物理量子ビット</u>	<u>エラー訂正されない操作や測定による、量子論理の基本単位を表現するために使用される二準位系の量子系をいう。論理量子ビットは、物理量子ビットとは異なり、多数の物理量子ビットで構成されるエラー訂正された量子ビットである。</u>		
<u>貨物等省令第7条第六号イ中の完全に制御され、接続され、使</u>	<u>貨物等省令第7条第六号イにおいて「～個以上」と規定される数以上の物理量子ビットに具体化された量子情報を閉じ込め、制御、測定し、処理できるものをいう。</u>		

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

	<u>用可能な物理量子ビットを有するもの</u>	
	<u>貨物等省令第7条第六号イ中のC-NOTエラー</u>	<u>最近接の2つの物理量子ビットに制御ノット(C-NOT)ゲート操作を実行した際の平均物理ゲートエラー率をいう。</u>
	<u>貨物等省令第7条第六号ロ中の量子ビットデバイス又は量子ビット回路</u>	<u>半導体量子チップ、半導体量子チップアレイ、超電導量子チップ、超電導量子チップアレイ、光量子チップ、光量子チップアレイ若しくは表面イオントラップアレイその他の量子ビット閉じ込め技術を用いたもの又はこれらの間のコヒーレントな相互接続を実現するためのものを含む。</u>
	<u>貨物等省令第7条第六号ハ中の量子制御部品又は量子測定デバイス</u>	<u>量子計算機内の量子ビットを校正、初期化、操作又は測定するために設計されたものをいう。</u>
	(略)	
9～15	(略)	

(ロ) (略)

(8)・(9) (略)

2～13 (略)

	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(略)
9～15	(略)

(ロ) (略)

(8)・(9) (略)

2～13 (略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易第492号）

改正後				現行			
1～3 (略)				1～3 (略)			
別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語				別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解釈		外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解釈	
1～6	(略)			1～6	(略)		
7	(略)			7	(略)		
	GDS II	(略)			GDS II	(略)	
	<u>貨物等省令第19条第3項第八号に規定する技術</u>	<u>プロセスレシピ（特定のプロセスステップのための一連の条件及びパラメータをいう。）を含む。</u>			(新設)		
	<u>貨物等省令第19条第3項第八号に規定するツール</u>	<u>半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置を含む。</u>			(新設)		
8	加重最高性能	(略)		8	加重最高性能	(略)	
	<u>電子組立品</u>	<u>複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</u>			(新設)		
9～16	(略)			9～16	(略)		
別紙1～2～別紙4 (略)				別紙1～2～別紙4 (略)			



「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）

改正後				現行			
別表1 貨物、仕向地及び提出書類				別表1 貨物、仕向地及び提出書類			
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)				(略)			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) (略) (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u> (ハ) 輸出令別表第1の7の項(1)、(16)又は(17)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ(四)若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当するもの</u> (ニ)～(ヘ) (略) (ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は第六号のいずれかに該当するもの</u> (チ) (略)	と地域 ①	A	経済産業局(※1)	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) (略) (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u> (ハ) 輸出令別表第1の7の項(16)又は(17)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第十七号へ(四)若しくはルからフまで又は第十七号の二のいずれかに該当するもの</u> (ニ)～(ヘ) (略) (ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの</u> (チ) (略)	と地域 ①	A	経済産業局(※1)
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) (略) (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u>	ち地域	C	本省	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) (略) (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u>	ち地域	C	本省

<p>(ハ) 輸出令別表第1の7の項 <u>(1)</u>、(16) 又は (17) に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条 <u>第一号カ、第十七号へ</u> (四) 若しくはルからフまで、<u>第十七号の二又は第十七号の四</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(ニ) ~ (ヘ) (略)</p> <p>(ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ <u>若しくはハ</u> <u>又は第六号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(チ) (略)</p>				<p>(ハ) 輸出令別表第1の7の項 (16) 又は (17) に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ (四) 若しくはルからフまで <u>又は第十七号の二</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(ニ) ~ (ヘ) (略)</p> <p>(ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ <u>又はハ</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(チ) (略)</p>			
(略)				(略)			
<p>輸出令別表第1の7の項 <u>(1)</u>、(2)、(16) から (18) まで、(22) 又は (23) に掲げる貨物 <u>であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(イ) <u>貨物等省令第6条第二号に該当するもの (窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u></p> <p>(ロ) <u>貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ (四) 若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(ハ) <u>貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの (窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u></p>	い地域 ①	A	経 済 産 業 局	<p>輸出令別表第1の7の項 (2)、(16) から (18) まで、(22) 又は (23) に掲げる貨物 <u>のうち、貨物等省令第6条第二号 (マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ (四) 若しくはルからフまで又は第十七号の二、第十八号 (窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> 又は第二十二号から第二十四号まで (窒化ガリウムを用いた基板に限る。) のいずれかに該当するもの</p>	い地域 ①	A	経 済 産 業 局
<p>輸出令別表第1の7の項 <u>(1)</u>、(2)、(16) から (18) まで、(22) 又は (23) に掲げる貨物 <u>であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(イ) <u>貨物等省令第6条第二号に該当するもの (窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u></p> <p>(ロ) <u>貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ (四) 若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(ハ) <u>貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号か</u></p>	と地域 ②	B 2	本省	<p>輸出令別表第1の7の項 (2)、(16) から (18) まで、(22) 又は (23) に掲げる貨物 <u>のうち、貨物等省令第6条第二号 (マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ (四) 若しくはルからフまで又は第十七号の二、第十八号 (窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> 又は第二十二号から第二十四号まで (窒化ガリウムを用いた基板に限る。) のいずれかに該当するもの</p>	と地域 ②	B 2	本省

<u>ら第二十四号までのいずれかに該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）</u>			
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(16)から(18)まで、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。） (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ(四)若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当するもの (ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は第六号に該当する貨物	い地域 ①	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は第六号に該当する貨物	と地域 ②	B2	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は第六号に該当する貨物	ち地域	C	本省
(略)			

別表2

技術	提供先 国	提出 書類	申請 窓口
(略)			
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1又は別表2の付表2(1)(ロ)、2(ロ)、4及び5(ロ)を除く。)に掲げる技術	い地域 ①	TA	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技	い地域	T B	本省

輸出令別表第1の7の項(2)、(16)から(18)まで、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）、第十七号へ(四)若しくはルからフまで又は第十七号の二、第十八号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）又は第二十二号から第二十四号まで（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	い地域 ①	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域 ②	B2	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	C	本省
(略)			

別表2

技術	提供先 国	提出 書類	申請 窓口
(略)			
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1又は別表2の付表2(1)(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術	い地域 ①	TA	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技	い地域	T B	本省

術であって、別表2の付表2（1（ロ）、 <u>2（ロ）、4及び5（ロ）</u> に限る。）に掲げる技術	①	2	
(略)			

(略)

別表2の付表1

(略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) (略)
    - (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ（四）若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当する貨物に係るもの
    - (ハ) ～ (ニ) (略)
  - 2 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) (略)
    - (ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ（四）若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当する貨物に係るもの
  - 3 (略)
  - 4 外為令別表の7の項（3）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第3項第七号又は第八号のいずれかに該当するもの
  - 5 外為令別表の8の項（1）に掲げる技術であって、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) 貨物等省令第20条第1項第一号又は第二号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハのいずれかに該当する貨物に係るもの（使用に必要な技術を除く。）
    - (ロ) 貨物等省令第20条第1項第三号又は第四号のいずれかに該当するもの
- 6・7 (略)

術であって、別表2の付表2（1（ロ） <u>及び2（ロ）</u> に限る。）に掲げる技術	①	2	
(略)			

(略)

別表2の付表1

(略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) (略)
    - (ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ（四）若しくはルからフまで又は第十七号の二のいずれかに該当する貨物に係るもの
    - (ハ) ～ (ニ) (略)
  - 2 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) (略)
    - (ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ（四）若しくはルからフまで又は第十七号の二のいずれかに該当する貨物に係るもの
  - 3 (略)
  - (新設)
  - 4 外為令別表の8の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第一号又は第二号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの（使用に必要な技術を除く。）
- 5・6 (略)

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改正後					現行				
〔別表A〕					〔別表A〕				
〔1の項〕～〔6の項〕（略） 〔7の項〕					〔1の項〕～〔6の項〕（略） 〔7の項〕				
仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	と地域② (と地域③ を除く)	と地域③	ち地域	仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	と地域② (と地域③ を除く)	と地域③	ち地域
輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)から(14)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第1号(カを除く。)</u> 又は第3号から第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)から(14)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第1号</u> 又は第3号から第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
(略)					(略)				
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第2号に該当するもの(上記を除き、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u>	特別一般 一般	特定	特定	—	輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第2号に該当するものうち、上記を除くもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u>	特別一般 一般	特定	特定	—
(略)					(略)				
輸出令別表第1の7の項(1)、(16)又は(17)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第1号カ、第17号へ(4)若しくはルからフまで、第17号の2又は第17号の4のいずれかに該当するもの</u>	特別一般 一般	特別一般	特定	—	輸出令別表第1の7の項(16)又は(17)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号へ(4)若しくはルからフまで又は第17号の2のいずれかに該当するもの</u>	特別一般 一般	特別一般	特定	—

(略)				
輸出令別表第1の7の項(18)、 (22)又は(23)に掲げる貨物であって、次に掲げるもの イ 貨物等省令第6条第18号に 該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) ロ 貨物等省令第6条第22号 から第24号までのいずれかに 該当するもの(窒化ガリウム を用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	特定	—
(略)				

(略)				
輸出令別表第1の7の項(18)、 (22)又は(23)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> 又は第22号から第24号までのいずれかに該当するもの (窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	特定	—
(略)				

[8の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)			
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第7条第3号ロ若しくはハ又は第6号に該当するもの</u>	特別一般 一般	特定	—
(略)			

[8の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)			
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第7条第3号ロ又はハに該当するもの</u>	特別一般 一般	特定	—
(略)			

[9の項] ~ [15の項] (略)

[9の項] ~ [15の項] (略)

[別表B]

[別表B]

[1の項] ~ [6の項] (略)

[1の項] ~ [6の項] (略)

[7の項]

[7の項]

提供地	い地域①	と地域② (と地域③を除く)	と地域③	ち地域
外為令 別表項番				
(略)				
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの				

提供地	い地域①	と地域② (と地域③を除く)	と地域③	ち地域
外為令 別表項番				
(略)				
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの				

<p>輸出令別表第1の7の項 (1)、(16)又は(17)に掲げる貨物であつて、<u>貨物等省令第6条第1号カ、第17号へ(4)若しくはルからフまで、第17号の2又は第17号の4のいずれかに該当するもの</u></p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>二</p>	<p>(新設)</p>
<p>輸出令別表第1の7の項 (2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であつて、次に掲げるもの イ <u>貨物等省令第6条第2号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u> ロ <u>貨物等省令第6条第18号又は第22号から第24号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u></p>	<p>特別一般 一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>一</p>	<p>輸出令別表第1の7の項 (2)に掲げる貨物であつて、<u>貨物等省令第6条第2号に該当するもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</u></p>
<p>(削る)</p>					<p>輸出令別表第1の7の項(16)又は(17)に掲げる貨物であつて、<u>貨物等省令第6条第17号へ(4)若しくはルからフまで又は第17号の2のいずれかに該当するもの</u></p>
<p>(削る)</p>					<p>輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物であつて、<u>貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u></p>

(削る)
(削る)
(略)

(略)				
外為令別表の7の項(2)から(5)に掲げる技術であって、次に掲げるもの				
外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第19条第2項に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第17号へ(4)又はルからフまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—
外為令別表の7の項(3)に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第19条第3項第7号又は第8号に該当するもの</u>	特定	特定	特定	—
上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—

[8の項]

<u>輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、第22号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u>	特別一般一般	特定	特定	—
<u>輸出令別表第1の7の項(3)に掲げる貨物であって、第23号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u>	特別一般一般	特定	特定	—
(略)				

(略)				
外為令別表の7の項(2)から(5)に掲げる技術であって、次に掲げるもの				
外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第6条第17号へ(4)又はルからフまでのいずれかに該当するもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—
(新設)				
上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—

[8の項]



外為令別表項番	提供地 い地域①	と地域②	ち地域	外為令別表項番	提供地 い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の8の項(1)の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第3号ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)	特別一般 一般	特定	—	外為令別表の8の項(1)の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第3号ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)	特別一般 一般	特定	—
外為令別表の8の項(1)の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当するもの	特定	特定	二	(新設)			
(略)				(略)			
[9の項]～[15の項] (略) 注1)～注4) (略)				[9の項]～[15の項] (略) 注1)～注4) (略)			